

令和7年9月4日

熊本電気鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請を認可しました

熊本電気鉄道 株式会社（本社：熊本県熊本市）から申請された鉄道事業の旅客運賃上限変更については、本日認可しましたのでお知らせします。

また、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところ、2件の意見があり、電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント [e-GOV](#) パブリック・コメント）に回答を掲載しました。

熊本電気鉄道 株式会社から九州運輸局に申請された運賃の上限額の変更（値上げ）は、申請された上限運賃額に基づいて令和8年度から令和10年度の3年間の鉄道事業の収入と支出を推定（原価計算）したところ、別紙の鉄道事業の収入原価総括表のとおり収支率が100超（いわゆる黒字）とならなかったため、申請の上限運賃は妥当と判断し、本日認可したものです。

なお、申請者は改定実施予定日から適用する運賃について、上限額を下回る額とする届出を予定しています。

1. 申請者
熊本市中央区黒髪3丁目7番29号
熊本電気鉄道 株式会社
代表取締役 中島 敬高
2. 申請日 令和7年6月30日
3. 認可日 令和7年9月4日
4. 変更する上限運賃を適用する路線
全線 菊池線 10.6 km
藤崎線 2.3 km
5. 改定実施予定日 令和7年10月1日（水曜日）

改定の概要等は別紙（次ページ以降）に掲載

<問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051



九州運輸局
運輸と観光で九州の元気を創ります

変更する旅客運賃の上限の種類および額

別紙1のとおり

申請者は改定実施予定日から適用する運賃について、上限額を下回る額とする届出を予定しています。以下は、全て上限額による計算です

値上率

普通運賃（大人）	26.19%～42.11%	平均	33.18%	※初乗：180→230円	27.78%
通勤定期（1か月）	26.19%～42.11%	平均	30.33%		
通学定期（1か月）	26.19%～42.11%	平均	30.33%		

改定率（原価計算期間〔令和8～10年度における増収率〕）

旅客運賃	31.9%
うち 定期外	33.1%
うち 定期	30.3%

鉄道事業の収入原価総括表

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8～10年度合計	
		[実績]	[推定]	[推定]	(原価計算期間) [推定]	
					現行運賃	改定運賃
収入合計(a)		452,202	430,821	430,109	1,286,893	1,662,281
	(うち旅客運輸収入)	387,956	393,571	392,943	1,175,395	1,550,783
費用合計(b)		575,369	577,042	613,050	1,861,898	1,861,898
配当所要額（適正利潤）(c)		584	6,417	6,417	19,251	19,251
収支率	(a)/(b)x100	78.6	74.7	70.2	69.1	89.3
	(a)/(b+c)x100	78.5	73.8	69.4	68.4	88.4

1. 令和6～7年度は現行運賃による数値を計上
2. 端数処理のため、合計値と一致しない場合があります

種別		現行	改定																																							
営業キロの計算		1キロメートル（以下「キロ」という。）未満の端数は、これを1キロに切り上げる。																																								
旅客の区分	大人	12才以上の者																																								
	小児	6才以上12才未満の者																																								
	幼児	1才以上 6才未満の者																																								
	乳児	1才未満の者																																								
運賃の端数計算		運賃の計算上生じた10円未満の端数は、これを10円単位に切り上げる。（以下この端数計算方法を「端数計算」という。）																																								
普通旅客運賃	制度	対キロ区間制																																								
	運賃計算方	大人片道旅客運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 <table><tr><td>2キロまで</td><td>180円</td><td>2キロまで</td><td>230円</td></tr><tr><td>2キロを超え3キロまで</td><td>190円</td><td>2キロを超え3キロまで</td><td>270円</td></tr><tr><td>3キロを超え4キロまで</td><td>230円</td><td>3キロを超え4キロまで</td><td>310円</td></tr><tr><td>4キロを超え5キロまで</td><td>280円</td><td>4キロを超え5キロまで</td><td>380円</td></tr><tr><td>5キロを超え6キロまで</td><td>330円</td><td>5キロを超え6キロまで</td><td>430円</td></tr><tr><td>6キロを超え7キロまで</td><td>350円</td><td>6キロを超え7キロまで</td><td>450円</td></tr><tr><td>7キロを超え8キロまで</td><td>420円</td><td>7キロを超え8キロまで</td><td>530円</td></tr><tr><td>8キロを超え9キロまで</td><td>450円</td><td>8キロを超え9キロまで</td><td>580円</td></tr><tr><td>9キロを超え10キロまで</td><td>460円</td><td>9キロを超え10キロまで</td><td>600円</td></tr><tr><td>10キロを超え11キロまで</td><td>490円</td><td>10キロを超え11キロまで</td><td>620円</td></tr></table>	2キロまで	180円	2キロまで	230円	2キロを超え3キロまで	190円	2キロを超え3キロまで	270円	3キロを超え4キロまで	230円	3キロを超え4キロまで	310円	4キロを超え5キロまで	280円	4キロを超え5キロまで	380円	5キロを超え6キロまで	330円	5キロを超え6キロまで	430円	6キロを超え7キロまで	350円	6キロを超え7キロまで	450円	7キロを超え8キロまで	420円	7キロを超え8キロまで	530円	8キロを超え9キロまで	450円	8キロを超え9キロまで	580円	9キロを超え10キロまで	460円	9キロを超え10キロまで	600円	10キロを超え11キロまで	490円	10キロを超え11キロまで	620円
2キロまで	180円	2キロまで	230円																																							
2キロを超え3キロまで	190円	2キロを超え3キロまで	270円																																							
3キロを超え4キロまで	230円	3キロを超え4キロまで	310円																																							
4キロを超え5キロまで	280円	4キロを超え5キロまで	380円																																							
5キロを超え6キロまで	330円	5キロを超え6キロまで	430円																																							
6キロを超え7キロまで	350円	6キロを超え7キロまで	450円																																							
7キロを超え8キロまで	420円	7キロを超え8キロまで	530円																																							
8キロを超え9キロまで	450円	8キロを超え9キロまで	580円																																							
9キロを超え10キロまで	460円	9キロを超え10キロまで	600円																																							
10キロを超え11キロまで	490円	10キロを超え11キロまで	620円																																							
	小児運賃の計算方	小児普通旅客運賃は、大人普通旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。																																								

種別		現行	改定
定期旅客運賃	制度	対キロ区間制	
	通勤定期	次の計算方法により算出した額を最高額として、別途定める額とする。	
		1ヶ月 発着区間の普通旅客運賃を60倍し、これを40%引きして、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	
		3ヶ月 1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5%引きして、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	
	通学定期	1ヶ月 発着区間の普通旅客運賃を60倍し、これを50%引きして、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	
		3ヶ月 1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5%引きして、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	
		小児運賃の計算方	
	共通定期	通学定期旅客運賃を折半し、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	
		端数日を付与する場合の計算方	
		算出した定期旅客運賃の30分の1(1ヶ月)又は90分の1(3ヶ月)の額を付与する日数分乗じて加算し、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	
定期旅客運賃	共通定期	発着区間の鉄道線および自動車線の普通旅客運賃のいずれか高い額を算出の基礎とし、通勤定期(1ヶ月・3ヶ月)・通学通学(1ヶ月・3ヶ月)の計算方に基づき算出した額とする。	
	乗継定期	発着区間の鉄道線および自動車線の普通旅客運賃を合計したものに0.9を乗じた額を基礎とし、通勤定期(1ヶ月・3ヶ月)・通学定期(1ヶ月・3ヶ月)の計算方に基づき算出した額とする。	
	片道定期	通勤定期、通学定期、共通定期、乗継定期により算出した運賃を折半し、端数は四捨五入し10円単位の額とする。	

種別		現行		改定									
団体旅客運賃	運賃計算方	ア. 大人の場合 発着区間の大人普通旅客運賃から、団体割引率による割引額を差し引いた額に収受人員を乗じた額を端数計算する。 イ. 小児の場合 発着区間の小児普通旅客運賃から、団体割引率による割引額を差し引いた額に収受人員を乗じた額を端数計算する。 ウ. 大人と小児混乗の場合 大人と小児それぞれで、ア. イ. の規定に従い算出した額を合計した上で端数計算する。 エ. 運賃の支払いを各人で行う場合 ア. イ. ウ. により求めた額を収受人員で除し端数計算した額とする。											
	団体割引率	<table><tr><td>団体構成人員</td><td>普通団体</td><td>学生団体</td></tr><tr><td>30人以上</td><td>1割引</td><td>2割引</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>2割引</td><td>3割引</td></tr></table>	団体構成人員	普通団体	学生団体	30人以上	1割引	2割引	100人以上	2割引	3割引		
	団体構成人員	普通団体	学生団体										
30人以上	1割引	2割引											
100人以上	2割引	3割引											
収受人員	<table><tr><td>団体種別</td><td>団体構成人員</td><td>無賃扱人員</td></tr><tr><td>学生団体</td><td>100人までごとに</td><td>うち1人</td></tr><tr><td rowspan="2">普通団体</td><td>50人以上100人まで</td><td>うち1人</td></tr><tr><td>101人以上</td><td>うち2人</td></tr></table>	団体種別	団体構成人員	無賃扱人員	学生団体	100人までごとに	うち1人	普通団体	50人以上100人まで	うち1人	101人以上	うち2人	
団体種別	団体構成人員	無賃扱人員											
学生団体	100人までごとに	うち1人											
普通団体	50人以上100人まで	うち1人											
	101人以上	うち2人											
貸切旅客運賃	運賃計算方	次に掲げる収受人員に相当する普通旅客運賃とする。 客車 定員分 電車 定員分 全貸切区間のキロ程が10キロに満たない時であっても、10キロとして収受運賃を算出する。 実際の乗車人員が収受人員を超過するときは、実際の乗車人員に相当する普通旅客運賃を収受する。											
特殊割引旅客運賃	運賃計算方	普通旅客運賃から下記割引率による割引額を減じ、端数は四捨五入し10円単位の額とする。 被救護者及び付添人 普通旅客運賃の5割引 身体障害者及び介護者 各旅客運賃の5割引 知的障害者及び介護者 各旅客運賃の5割引 精神障害者及び介護者 各旅客運賃の5割引											